

① 自治基本条例に基づき、仕組みを作る。

関連項目	主な意見	対応状況
21条 組織及び人事政策	職員の役割や責務(第12条)が実現できるような仕組みが必要である。	人事評価制度の能力評価において市民の目線に立った提案をしているかなど、知識・技術や改善力に関する評価項目を設定している。
22条 行政評価	市民参画を取り入れ、行政評価の目的である業務改善を達成できるような評価の在り方を考える必要がある。	施策評価をHPで公表している。平成29年度～平成30年度に事務事業外部評価委員会を設置し、市民参画のもと外部評価を実施したが、行政評価の在り方について多数の意見があったため、現在はその在り方を検討している。
24条 審議会等	市民公募を十分に確保する事や公募の手続きや仕組みを定めて透明性を確保する事が必要である。	太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱及び太宰府市附属機関等の委員公募実施要綱で手続きなどを規定。組織構成に市民公募の規定がない審議会等においては、「市長が認める者」等の枠で市民公募を行っている。
27条 危機管理	市民や来訪者の安全確保のため、防災・減災の基盤整備や緊急時の市職員の行動指針の整備を行い、災害に強いまちづくりを行うべき。	来訪者も対象範囲に加えた地域防災計画を策定している。職員初動マニュアルや避難所運営マニュアルなど、市職員の行動指針も整備している。

② 既存の条例をチェックし、自治基本条例の趣旨に合わないものは見直す。

関連項目	主な意見	対応状況
2条 条例の位置付け	自治基本条例を他の条例等の解釈や運用の指針とし、整合性を図ることが必要である。	制定後において、各条例の制定時に自治基本条例との整合性に関するチェック項目を設ける等の対応は出来ていない。

③ 情報公開、市民参画、協働の仕組みを拡充する。

関連項目	主な意見	対応状況
14条 情報提供	市政情報を積極的に提供するほか、市民にとって分かりやすく有用な情報を積極的に創出していく必要がある。	分かりやすく市政情報を提供する工夫を行うようにしている。
15条 市民参画	市民参画を保障する方法はさまざまであり、その目的に応じて適切な市民参画の機会を積極的に設ける必要がある。	市民参画の方法としては、主に下記の方法を実施している。市政への提言や意見箱は常時設置しており、アンケート調査以下は計画策定時等に必要に応じて実施している。その他、市窓口や電話等でも随時ご意見を頂いている。 ・市政への提言(市HPからメール送信) ・市民の意見箱(主な公共施設に設置) ・アンケート調査 ・市民説明会 ・ワークショップ ・審議会等 (太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱) ・パブリックコメント (太宰府市パブリック・コメント手続実施要綱)
17条 協働	業務の押し付けにならないよう十分留意し、協働を効果的に推進する仕組みが必要である。	平成29年度からNPOボランティア支援センターと協力し、職員を対象とした協働に関する研修を実施。

④ 自治基本条例の見直しを通して、条例を育てていく。

関連項目	主な意見	対応状況
29条 条例の見直し	条例に関して市民等からの意見を受け付ける事や条例を再確認する機会を設ける事、市民参画による組織で検討する事が必要である。	制定後、自治基本条例に関して市民からの意見は特になかったが、市民アンケートで市民からの意見を求め、本審議会でも条例の検証を実施。

⑤ 全職員向けの研修をしたり、子ども達が自治基本条例を学ぶ機会を作る。

関連項目	主な意見	対応状況
— 周知	分かりやすいパンフレットを作成し、子ども向けを含めた普及活動を行う必要がある。	自治基本条例パンフレットを作成し、HPIに掲載した。

⑥ その他

関連項目	主な意見	対応状況
16条 住民投票	個別型、常設型、規定の必要がないなど多様な意見があったため、今後の状況を踏まえ再検討の余地がある。	条例設置後、住民投票が必要と思われるような重大な事案なし。市民等からの要望も受けていない。